

千葉県特定金属類取扱業の規制に関する条例施行規則（令和 6 年千葉県公安委員会規則第 6 号）第 15 条の規定により、電磁的方法による記録を保存する場合に確保するよう努めなければならない基準を次のとおり定める。

なお、この告示は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

千葉県特定金属類取扱業の規制に関する条例施行規則第 15 条に規定する公安委員会が定める基準は、古物営業法施行規則（平成 7 年国家公安委員会規則第 10 号）第 19 条に規定する国家公安委員会が定める基準の例による。